

宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議設置要綱

平成 24 年 8 月 1 日

宮崎県福祉保健部障害福祉課

(目的)

第 1 条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、障がい者の虐待防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 連絡会議は次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障がい者虐待防止及び権利擁護に係る施策の推進に関すること。
- (2) 障がい者虐待防止及び権利擁護に係る関係機関の連携に関すること。
- (3) 市町村及び地域のネットワークの支援に関すること。
- (4) 障がい者虐待防止及び権利擁護に係る情報交換に関すること。
- (5) その他障がい者虐待防止及び権利擁護の対策を推進するために必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 連絡会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 連絡会議には、会長は宮崎県福祉保健部次長（福祉担当）をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる関係機関及び団体の役職員をもって構成する。

(任期等)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 6 条 連絡会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第 7 条 連絡会議の事務局は宮崎県福祉保健部障害福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

別表

宮崎県医師会
宮崎県弁護士会
宮崎県社会福祉士会
宮崎県看護協会
宮崎県介護福祉士会
宮崎労働局
宮崎県人権擁護委員連合会
宮崎県民生委員児童委員協議会
宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会
宮崎県社会福祉協議会
宮崎県身体障害者団体連合会
宮崎県手をつなぐ育成会
宮崎県精神福祉連合会
宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会
みやざき障害者就業・生活支援センター
宮崎県知的障害者施設協議会
宮崎県障害者支援施設協議会
宮崎県社会就労センター協議会
宮崎県市長会
宮崎県町村会
宮崎県教育委員会事務局特別支援教育課
宮崎県警察本部人身安全対策課
宮崎県福祉保健部次長（福祉担当）